|  |
| --- |
| ***法令トピックス***  **令和6年9月号** |

**【経営】賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和５年）を公表**

厚生労働省は、令和5年に賃金不払が疑われる事業場に対して実施した監督指導の結果を公表しました。全国の労働基準監督署が取り扱った事案の件数や対象労働者数、未払賃金の総額など、詳細なデータが明らかにされています。また、是正事例や送検事例も紹介されており、賃金不払問題の現状と対策について理解を深めることができます。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/240909-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41907.html>

**【経営】「若年層における育児休業等取得に対する意識調査」（速報値）を発表**

厚生労働省は委託事業「男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）」において実施した「若年層における育児休業等取得に対する意識調査」の結果（速報値）を公表しました。本調査において、若年層の育休取得や働き方に対する意識を明らかにし発信することで、特に男性の育児休業取得への社会的機運を高めるとともに、中小企業における育児休業取得促進、若手人材の確保・定着を図っていただきたいと考えています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/240909-02.docx>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/jigyou_ryouritsu/topics/tp100618-1_00004.html>

**【経営】雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会が報告書（案）を提示**

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律は、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、民間事業者及び国・地方公共団体といった各主体が女性の活躍推進に向けて果たすべき役割を定める新たな法的枠組みを構築するため、令和７年度末までの時限法として、平成27年に制定されました。法施行３年後の見直しに伴う令和元年の女性活躍推進法等一部改正法においては、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設等がなされました。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/240909-03.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41904.html>

* 掲載記事に関してご質問等がございましたならばお気軽にご連絡ください。

　

千代田区飯田橋1-8-10　ｷｬｯｽﾙｳｪﾙﾋﾞﾙ8階

あすか社会保険労務士法人

TEL03-3511-3524　FAX03-3511-3525

E-mail [info@asuka-sr.or.jp](mailto:info@asuka-sr.or.jp)

HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>